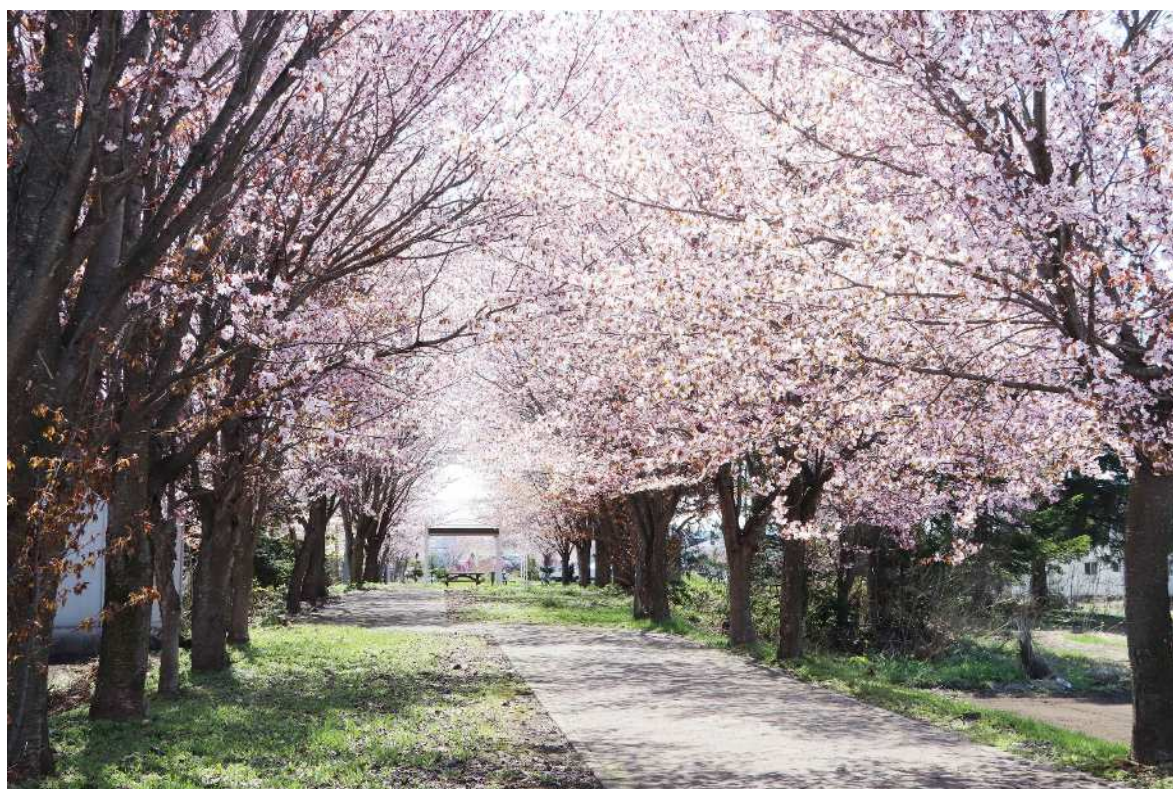




愛別町国土強靱化地域計画



**令和7年3月
北海道愛別町**

目 次

第 1 章	はじめに	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画の位置付け	1
第 3 節	計画期間	2
第 2 章	国土強靱化の基本的な考え方	3
第 1 節	町の概況と過去の災害	3
第 2 節	基本目標	5
第 3 章	脆弱性評価	6
第 1 節	脆弱性評価の考え方	6
第 2 節	脆弱性評価において想定するリスク	6
第 3 節	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
第 4 節	評価の実施手順	8
第 5 節	評価結果	8
第 4 章	国土強靱化のための施策プログラム	31
第 1 節	施策プログラム策定の考え方	31
第 2 節	施策推進の指標となる目標値の設定	31
第 3 節	推進事業の設定	31
第 4 節	本町における国土強靱化のための施策プログラム	32
第 5 章	計画の推進管理	58
第 1 節	施策ごとの推進管理	58
第 2 節	P D C A サイクルによる計画の着実な推進	58

第1章 はじめに

第1節 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。北海道においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、愛別町（以下「本町」という。）でも、過去の経験から、豪雨などの自然災害や、気象庁の常時観測火山である大雪山に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきたところであり、基本法の施行後5年となる平成30年12月及び施行後10年となる令和5年7月に基本計画の見直しが行われた。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27年3月に「北海道強靱化計画」を策定している。さらに、5年が経過した令和2年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定を行うなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

本町においても、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、本町における国土強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために不可欠な課題である。このため、国、北海道、民間事業者、町民等と連携し、これまでの取組を更に加速していく必要があることから、「愛別町国土強靱化地域計画」を令和2年12月に策定し、計画に基づく様々な取組を行うとともに、「愛別町地域防災計画」を適宜更新するなど、防災・減災対策の取組を進めてきた。

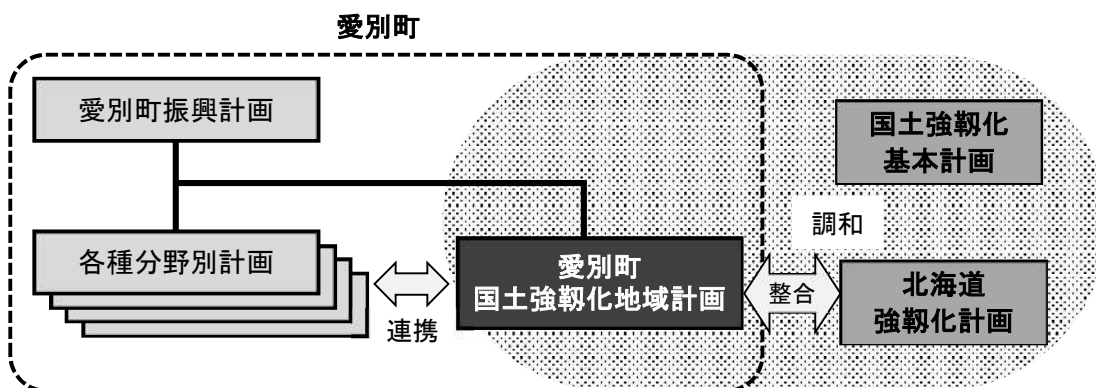
この度、令和6年度で計画期間を終えることから、本町における自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために、一層取組を加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「愛別町国土強靱化地域計画」を改正する。

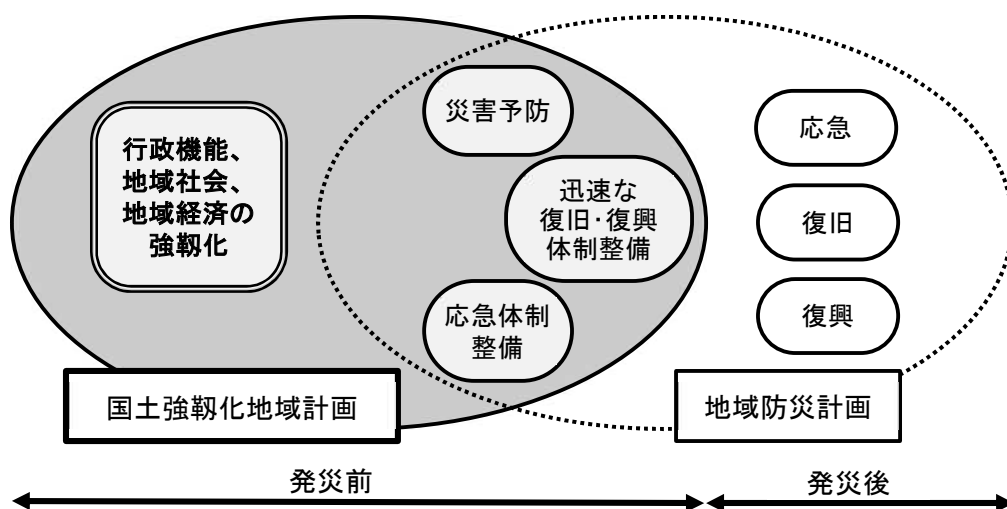
第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱

化に関係する部分について本町における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付け、本町の振興計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策とも連携し、長期的な視点に立って一体的に推進する。



また、「愛別町地域防災計画」が、地震や洪水などの「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



第3節 計画期間

本町における国土強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化、国や北海道における国土強靱化の状況等に応じた施策の推進が必要となることから、基本計画及び北海道強靱化計画を踏まえ、本計画の計画期間は、5年間（令和7年度～令和11年度）とする。

第2章 国土強靱化の基本的な考え方

第1節 町の概況と過去の災害

1 位置及び面積

本町は、北海道のほぼ中央、上川盆地の東北端、北海道の屋根と呼ばれる雄大な大雪山連峰の麓に位置し、東は上川町、西は比布町、南は当麻町、北は山脈を境として士別市に接している。町域は、東西 21.4km、南北 22.4km、面積は 250.13km² となっている。交通網は、国道 39 号線と旭川紋別自動車道が通り、愛別 IC と愛山上川 IC を有するほか、鉄道は JR 石北本線が通り、町内に 3 駅を有する。車で旭川市内までは約 45 分であり、旭川空港への利便性も良い。

2 地勢及び気候

地勢は、東方に旭岳を中心とする大雪山連峰、東南方に東山と伊香牛山、東北方に天塩岳の山麓に当たる辺見山と丸山、そして北方には大正山、西方に斑溪山と、周囲を山林に囲まれているが、標高は 1,000m 以下がほとんどで、平地は海拔 200m 程度である。町内を流れる河川は、北海道最大の大河である石狩川をはじめ、愛別川、パンケ川、狩布川、パンケメムナイ川など 54 本の本支流で、大雪山系に源を発する石狩川が、大小の支流を合流し、東西に貫流している。総面積の約 8 割を山林、原野が占めており、石狩川及び愛別川の流域の平坦地を中心に耕地が広がっている。

気候は、大雪山連峰に囲まれた上川盆地の東北端に位置しているため、内陸性気候を示し、年平均気温は 7℃ 前後であるが、夏には 30℃、冬には氷点下 20℃ を超えることもあり、夏季、冬季の寒暖の差が激しくなっている。年降水量の平均は 1,000mm 程度で、季節的には春季は少なく、夏季から秋季にかけ量が増え、特に 8 月に多くなっている。また、9 月下旬から 10 月初旬に初霜が降り、5 月の中・下旬には晩霜が降りることがあるが、この目安を超える降霜により、農作物の生育、農作業の進捗に大きな影響を及ぼすことがある。なお、降雪は根雪で降雪量は 5 m 程度、期間は 11 月中旬から 4 月上旬である。

3 過去の災害

(1) 風水害

本町は、台風、集中豪雨等による風水害のほか、融雪による増水被害等に見舞われてきた。特に昭和 40 年代などには融雪被害や洪水による被害を多く発生させた歴史を持つが、大雪ダム（上川町、昭和 50 年完成）と愛別ダム（昭和 62 年完成）の両施設が設けられて以降、大きな水害は発生していない。しかし、平成 16 年 9 月の台風 18 号による被害をはじめ、平成に入ってから大雨、大雪、強風等による被害が発生している。

近年の主な被害状況は、次表のとおりである。

発生年月日		種別	災害の概要
平成 22 年	3 月 21 日	強風	営農施設小破
	4 月 14 日	強風	営農施設被害（ビニール破損、鉄骨倒壊）
	9 月 6 日	集中豪雨	河川護岸洗掘、路面洗掘
平成 23 年	8 月 15 日	大雨	農業幹線水路法面崩落
	9 月 2 日	大雨 （台風 12 号の影響による。）	農業用水路法面崩落、排水路崩落、道路法面崩落、道路面洗掘、河川への落石、河川法面崩落、河川環境保全型ブロック中詰材流出
平成 24 年	8 月 13 日	大雨	道路法面崩落
平成 26 年	8 月 5 日	大雨	愛別川が一時氾濫危険水位を超えた。 床下浸水 1 件、自主避難 1 件、 愛別川流域世帯に対して I P 放送による自主避難を周知、避難所設置 4 か所 農地冠水 29.3ha、営農施設冠水 6ha、河川被害 11 か所、道路被害 22 か所
平成 28 年	7 月 31 日	洪水 （集中豪雨）	農作物被害 農地冠水 55ha、 営農施設冠水等被害 120 か所、 河川被害 8 か所、道路被害 22 か所、 床上浸水 7 件、床下浸水 6 件、避難者 1 名、 公共施設床上浸水 1 件、鉄道不通 1 か所
	8 月 17 日 ～23 日	大雨 （台風 7、9、11 号及び前線の影響による。）	農作物被害 強風による倒伏 41ha、農地冠水 24ha、 営農施設冠水等被害 10 か所、公共施設冠水 1 件、 愛別川及び石狩川流域に対して I P 放送による自主避難を周知、避難所設置 5 か所
令和 4 年	8 月 9 日	洪水	農作物被害 6.1ha 田んぼの畔が削れる被害 2 件
令和 6 年	7 月 24 日	大雨	農作物被害 3ha 床下浸水 1 件

（２）地震

本町及びその周辺は全国的にも地震が少ない地域であり、本町において、過去に地震による大きな被害は記録されていないが、平成 15 年 9 月に発生した十勝沖地震では、上川総合振興局内でも震度 5 弱を記録しており、平成 30 年北海道胆振東部地震では町内全域で停電が発生している。

（３）雪害

本町では、西高東低の冬型の気圧配置が長く続き、同じ場所で長時間強い雪が降り続くことで、局地的に大雪となることがあり、吹雪、雪崩、電線着雪等により、公共交通の乱れ、通行障害が発生し、交通・通信、産業等に被害を受けてきた。

近年の主な災害状況は、次表のとおりである。

発生年月日		種別	災害の概要
平成 23 年	4 月 17 日	大雪・着雪	町道への倒木被害、営農施設ビニール破損

発生年月日		種別	災害の概要
平成 28 年	10 月 23 日	雪害	農作物被害 田 3.4ha、畑 43.5ha

第 2 節 基本目標

愛別町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町が持つポテンシャルを生かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければならない。

本町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間が持つ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、愛別町強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という 4 つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という 3 つの目標に配慮しつつ、次の 3 つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

■愛別町国土強靱化地域計画の基本目標

- 1 大規模自然災害から町民の生命・財産と愛別町の社会経済システムを守る
- 2 愛別町の強みを生かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- 3 愛別町の持続的成長を促進する

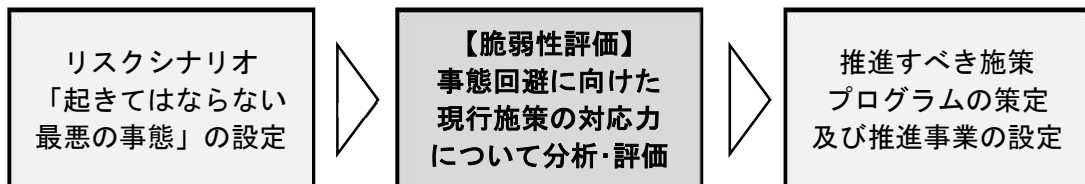
第3章 脆弱性評価

第1節 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

本町においては、本計画に掲げる本町における国土強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、次の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

■脆弱性評価を通じた施策検討の流れ



第2節 脆弱性評価において想定するリスク

過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施した。

第3節 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」を基に、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、6つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

■リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」

カテゴリー		リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 火山噴火や火山噴出物、土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施や避難生活環境の確保	2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生
		2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物質・エネルギー供給の長期停止
		2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱
4	経済活動の機能維持	4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
		4-2 食料の安定供給の停滞に伴う、社会経済活動等への甚大な影響
		4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保	5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶
		5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
6	迅速な復旧・復興等	6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

第4節 評価の実施手順

前節で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データ等を収集し、参考指標として活用した。

第5節 評価結果

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

〔住宅、建築物等の耐震化〕

- 「愛別町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関等と連携したきめ細かな対策を実施する必要がある。
- 公共建築物については、耐震化率が96.5%（平成30年推計値）となっているが、災害対策本部などの中心的役割を担う役場庁舎の耐震化が図られていないことから、今後、重点的に耐震化を進める必要がある。
- 民間建築物については、耐震化率が47.6%（平成30年推計値）となっていることから、各種支援制度の周知を図り、耐震化を促進する必要がある。

〔建築物等の老朽化対策〕

- 公共建築物等の老朽化対策については、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を行う必要がある。
- 民間建築物の老朽化対策については、国や道などの各種支援制度の活用を図り、危険建築物の適正管理や除却、既存建築物の不燃化、空き家の有効活用等の促進を図る必要がある。

〔緊急輸送道路等の整備〕

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路等について、国や道と連携を図り計画的な整備を促進する必要がある。

〔その他〕

- 国や道、民間事業者が保有する地盤情報の収集に努めるとともに、町民への情報提供を行う必要がある。
- 大雪消防組合との連携を強化し、防火対策の強化や各種火災予防の取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
住宅の耐震化率	55.0% (令和6年)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.3% (令和6年)

1-2 火山噴火や火山噴出物、土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

〔警戒避難体制の整備等〕 ○道内常時観測 9 火山のうちの大雪山に関して、防災関係機関から提供される様々な情報を活用し、警戒避難体制の強化を図るとともに、火山災害に関するハザードマップ等の作成を検討する必要がある。 ○令和 7 年現在で土砂災害警戒区域 22 か所、土砂災害特別警戒区域 9 か所が指定されていることから、ハザードマップ等の作成・更新や避難の実効性を高めるためのわかりやすい情報発信を強化する必要がある。	
〔砂防設備等の整備、老朽化対策〕 ○今後、既存の砂防設備等の老朽化が進むことから、国や道との連携を強化し、設備等の長寿命化の取組を進めるほか、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。	

【指標（現状値）】

指標		現状値
常時観測火山数		1 火山 (令和 6 年)
火山災害に関するハザードマップ等の作成状況		未作成 (令和 6 年)
土砂災害警戒区域指定数		22 か所 (令和 6 年)
土砂災害特別警戒区域指定数		9 か所 (令和 6 年)
土砂災害危険箇所	地すべり危険箇所	3 か所 (令和 6 年)
	急傾斜地崩壊危険箇所	5 か所 (令和 6 年)
	土石流危険渓流	14 か所 (令和 6 年)
土砂災害ハザードマップの作成状況		100% (令和 6 年)

1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【評価結果】

〔洪水・内水ハザードマップの作成〕

- 洪水ハザードマップについて、気候変動等に柔軟に対応するため、適宜見直しを図るとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める必要がある。
- 近年の浸水被害をきっかけに、新たに内水ハザードマップの必要性について認識が高まっていることから、内水ハザードマップの作成に向けた検討を行っていく必要がある。

〔河川改修等の治水対策〕

- これまで町管理河川において、洪水を安全に流下させるための河床整備等の治水対策を行ってきたが、財源の関係から十分な整備にまで至っていないことから、水防区域・重要水防箇所に位置付けている町管理河川 10 河川（令和元年現在）を中心に整備を行うなど、効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの整備の必要性について検討を行う必要がある。

〔ダム・ため池の防災対策〕

- 愛別ダムの防災対策については、施設管理者である道との連携を強化し、施設の改良整備や老朽化対策など適切な維持管理を進める必要がある。
- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、ため池の点検・診断結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。
- 令和 2 年に作成したため池ハザードマップについて、気候変動等に柔軟に対応するため、適宜見直しを図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
防災ハザードマップの作成状況	100% (令和 6 年)
水防区域・重要水防箇所における町管理河川数	10 河川 (令和 6 年)
防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査の実施割合	100% (平成 30 年)
防災重点ため池のハザードマップの策定割合	100% (令和 6 年)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

〔暴風雪時における道路管理体制の強化〕

- 他の道路管理者と連携して除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進するとともに、通行規制や復旧見込みの情報など、各道路管理者（国、道、近隣市町）と連携し、きめ細やかな情報提供を行う必要がある。
- 積雪期には、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、救助活動や救助物資の輸送に当たっては、多様な手段の確保に努める必要がある。

〔防雪施設の整備〕

- 道路防災点検を踏まえた要対策箇所について、必要な防雪施設の整備を進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、計画的な整備を進めていく必要がある。

〔除雪体制の確保〕

- 豪雪等の異常気象時においては、道路管理者間による情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努める必要があるが、各道路管理者における財政事情や除雪機械の老朽化のほか、雪堆積場の確保など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。
- 冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する必要がある。
- 災害による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地で孤立する集落が発生することが予想されるため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械への更新や増強に努めるなど、除雪体制の強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
道路防災点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率	100% (令和6年)
除雪対象の町道総延長	128 km (令和6年)
町道除雪に要する除雪機械台数	11 台 (令和6年)

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

〔合同訓練など関係行政機関の連携体制整備〕

- 町内の防災関係機関で構成する「愛別町防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も、実践的な防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の情報共有・連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていくとともに、必要に応じて、体制の改善等を進めていく必要がある。
- 通信のふくそう時及び途絶時を想定した防災関係機関等との連携による通信訓練に参加するなど、非常通信体制の整備を促進する必要がある。
- 積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や指定避難所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念されることから、雪害や融雪災害等に対処するため、防災関係機関と相互に連携し、必要な予防対策を講ずるとともに、応急対策実施体制の整備に努める必要がある。

〔自衛隊との連携強化〕

- 東日本大震災時には、陸上自衛隊北部方面隊から最大1万3千人（延べ83万人）の人員が被災地に派遣されるなど、被災地支援に大きな役割を担ったところであり、近年、頻発・激甚化する町内外における大規模自然災害に備え、陸上自衛隊第2師団第2特科連隊との連携強化を図る必要がある。

〔救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備〕

- 主要な通信施設等について、道及び防災関係機関と協力して災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多重化・多様化に努めるなどして、耐災害性を強化する必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
防災訓練の実施回数	2回 (令和6年)

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【評価結果】

〔被災時の保健医療支援体制の強化〕

- 災害時において感染症の発生や拡大を防ぐため、必要に応じて、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、平時から、円滑に定期的な予防接種を実施できるよう国や道等との連携を強化する必要がある。
- 基幹災害拠点病院である「札幌医科大学附属病院」や地域災害拠点病院である「旭川赤十字病院」「旭川医科大学病院」との連携を強化する必要がある。

〔災害時における福祉的支援〕

- 「社会福祉施設等の相互支援協定」の締結を進めるなど、被災した社会福祉施設等の入居者の避難先確保や人的・物的支援を充実する必要がある。
- 福祉避難所として老人福祉センター1か所を指定しているが、必要に応じてこれ以外の社会福祉施設等を避難所として開設するなど、施設管理者との連携を強化する必要があるとともに、福祉避難所の運営に当たっては、要配慮者の状態に応じ、安心して生活できる体制を整備する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
防災備蓄品・備品等整備計画の策定状況	100% (令和6年)
社会福祉施設等との協定締結状況	1 協定 (令和6年)

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【評価結果】

〔支援物資の供給等に係る連携体制の整備〕

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において応援協定を締結しているが、災害時に、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行い、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 大規模災害時に円滑な物資供給を行うため、支援物資の調達方法を事前に確認するとともに、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国や道、事業者等と連携した物資調達・輸送の仕組みを整備する必要がある。
- 道路損壊、信号機滅灯等により、人命救助のための人員輸送や緊急物資輸送等に支障を来すことがないように地域防災計画で規定する緊急輸送道路のうち、優先して復旧すべき区間を関係機関で協議し、通行を確保する必要がある。
- 災害時におけるボランティア活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時から社会福祉協議会やボランティア団体等との相互連携に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ、企業等との協定締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握など、そのノウハウや能力等の活用にも努める必要がある。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に関する規定等の整備やコーディネーター等の確保・育成を促進するとともに、災害時にボランティア活動が円滑に行われるよう、災害対策本部やボランティア関係者、関係機関等との情報共有が十分に図られる体制構築が必要である。
- 大規模災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携のもと、多角的に検討する必要がある。

〔非常用物資の備蓄促進〕

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、町民等による自発的な備蓄等を促進するため、普及・啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、災害時の初期応急対策に対応できる一定の食料について、集中備蓄又は分散備蓄の両方により保管・管理し、防寒用品や発電機などについても整備・備蓄をするなど、体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
防災関係の協定数（民間企業・団体、行政機関）	25 協定 （令和 6 年）
防災備蓄品・備品等整備計画の策定状況	100% （令和 6 年）

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理 がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【評価結果】

【避難所等の指定・整備・普及啓発】

- 指定緊急避難場所及び指定避難所として計 21 か所（令和 7 年現在）を指定しているが、各避難場所等の整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため不断の見直しを行うとともに、実情に応じた避難所運営マニュアルを作成し、実践的な訓練を行うなど、自主防災組織等の住民が主体となった運営体制の構築に向けた支援を実施する必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所として 2 か所（令和 7 年現在）を指定しているが、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、耐震改修なども含め計画的な施設整備を行う必要がある。

【避難所等の生活環境の改善、健康への配慮】

- 避難者の健康面に配慮した食事の提供、段ボールベッド等の簡易ベッド及びプライバシーに配慮したパーティションの設置、簡易トイレの活用やトイレ環境の向上など避難所における良好な生活環境の整備を促進する必要がある。
- 感染症の感染拡大時における感染防止策にも配慮した上で連携し、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策やごみ収集対策等、衛生環境維持対策を促進する必要がある。

【積雪寒冷を想定した避難所等の対策】

- 積雪・寒冷期における防寒対策として、電源を要しない暖房器具や発電機、簡易トイレなどの備蓄に努める必要がある。
- 積雪のため応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合も想定されるため、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努める必要がある。
- 応急仮設住宅の建設に当たっては、積雪寒冷を想定した仕様とするなど、道や民間事業者との連携を強化する必要がある。

【指標（現状値）】

指標		現状値
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況		21 か所 (令和6年)
福祉避難所の確保状況		2 か所指定 (令和6年)
積雪期を想定した備蓄品・備品等の整備状況	毛布	374 枚 (令和6年)
	発電機	6 台 (令和6年)
	暖房器具	10 台 (令和6年)
	非常用電源装置	2 基 (令和6年)

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

【評価結果】

〔災害対策本部機能等の強化〕

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、職員の参集や応援職員の受入体制、各班相互の連携、報道対応などを含めて本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画や業務継続計画の見直し、職員への研修、訓練などを通じ、災害情報を一元的に把握し、共有することができる災害対策本部体制の機能強化、職員の災害対応能力の向上を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、本町における消防団活動の活発化や安全マニュアル等の策定が進んでいる。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、町内では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動への理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 災害対応の拠点となる行政機関の施設については、情報通信設備や自家発電装置等の主要な機能の充実と、おおむね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄をしておく必要がある。また、停電時には、被災者に対し庁舎等を開放し、電源の提供に努める必要がある。
- 防災拠点となる役場庁舎については、耐震化が図られていないことから、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、重点的に耐震化を図る必要がある。

〔業務継続体制の整備〕

- 災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、全ての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部署の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講ずる必要がある。そのため、既に策定している業務継続計画について、必要な見直しを行うなど、計画の持続的改善に努め、本町の組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。

〔ICT部門における業務継続体制の整備〕

- 災害時においても、本町の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持・継続するため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「ICT部門の業務継続計画」の策定を検討する必要がある。

〔町外の自治体との応援・受援体制の整備〕

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援・受援体制を維持するとともに、必要に応じた見直しを適宜行う必要がある。

○応援・受援体制の整備に当たっては、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、応援や受援に関する計画、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、町防災計画等に位置付け、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、日頃から他の自治体と災害対策上必要な資料の交換や連絡先の共有を徹底するなど、更なる連携の強化を図る必要がある。

【行政情報等のバックアップ体制の整備】

○災害時の業務遂行に必要となる重要な行政データを確保するため、庁舎内外複数のサーバーによってバックアップをとる必要がある。

○道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、本町が保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を行うとともに、企業等での安全確保に向けた自発的な取組を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
町内の消防団員数	69 人 (令和 6 年)
役場庁舎の耐震化率	0 % (令和 6 年)
業務継続計画の策定状況	策定済み (令和 6 年)
相互応援協定の締結数	2 協定 (令和 6 年)

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

〔リスク分散を重視した企業立地等の促進〕

○近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本町の優位性を生かすとともに、企業のニーズに応じた支援の検討など企業誘致を促進するための取組を強化する必要がある。

〔企業における事業継続体制の強化〕

○胆振東部地震をはじめ、自然災害が頻発・激甚化する中、中小企業の事業継続計画の策定を促進するため、国のガイドラインや策定マニュアル等について普及啓発を図るとともに、関係機関等と連携しながら計画策定を支援する必要がある。

〔被災企業等への金融支援〕

○国や道では、災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るための金融支援を実施しており、引き続きこうしたセーフティネット策を確保するとともに、被災者の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取り組みへの支援についても検討する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
リスク分散のための企業立地件数	0 件 (令和 6 年)

4-2 食糧の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【評価結果】

〔食料生産基盤の整備〕

○本町の農業は、愛別米や北海道有数の生産量を誇るきのこ、畜産など高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、本町のみならず全道の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、町外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国・全道への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

○農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を図るとともに、国営緊急農地再編整備事業の促進などにより、ほ場の大区画化や透排水性の向上、土づくり対策の支援など、農業生産を支える基盤の整備を進める必要がある。

〔農業の体質強化〕

○本町の農業は、基盤整備が進む一方で、担い手は減少傾向にあるため、災害発生時を含め、国・道全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、担い手の育成確保のほか、新たな技術の活用による農作物のブランド化や農業の効率化・省力化のほか、10年先を見据えた担い手の確保と意欲ある農業者の経営拡大に向けた取組が課題となっており、本町の農業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

〔町産食料品の販路拡大〕

○大規模災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても一定の生産量を確保していくことが必要であるとともに、食の高付加価値化や産地のブランド化、特産品の加工支援、農作業体験を通じた交流人口の増加等による販路の開拓・拡大など、農業の更なる成長につながる取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
耕地面積	1,836ha (令和2年)
認定農業者数	58人 (令和6年)
第1次産業就業者数	378人 (令和2年)

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【評価結果】

〔森林の整備・保全〕

- 本町は総面積の約8割を山林・原野で占めており、大規模災害に起因する森林被害による国土の荒廃は、国や道全体の強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を推進する必要がある。
- 整備の中心的な役割を担う森林組合の組織体制の充実、森林整備計画に基づく各種補助事業等の有効活用、北海道立北の森づくり専門学院等との連携による林業従事者の安定確保など、総合的な対策を進めていく必要がある。
- 林野火災発生原因のほとんどが人為的なものであるため、関係機関と協力して必要な予防対策を進める必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

〔農地・農業水利施設等の保全管理〕

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
本町の人工林面積	1,789ha (令和6年)
町有林の人工林面積	165ha (令和6年)
農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	9組織 (令和6年)
エゾシカの年間捕獲数	58頭 (令和6年)

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【評価結果】

〔関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化〕

- 現在、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も、被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を維持する必要がある。
- 災害関連情報を確実に収集し、行政機関や警察・消防を含む関係機関と共有するために必要な情報基盤の整備を促進する必要がある。
- 災害発生時における通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常電源設備等の整備を推進する必要がある。

〔住民等への情報伝達体制の強化〕

- 国のガイドラインの改定を踏まえ、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を見直し、本町における避難勧告等の発令基準の改定を進め、住民等に対し周知を図る必要がある。
- 町内会・自治会など地域住民が相互に連携し、避難行動要支援者名簿を活用するなど、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の住民安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な通信手段の確保や、北海道防災情報システムとＬアラート（災害情報共有システム）の連携強化、職員の操作力の向上などを図る必要がある。
- 住民等への情報伝達に際し、外国人や観光客、要配慮者、帰宅困難者など情報伝達対象者も多岐にわたることから、伝達手段の多重化・多様化に努める必要がある。
- デマや根拠のない情報により住民に不安等を与えないよう、放送事業者や通信事業者等による、被害に関する情報、被災者の安否情報等の収集・伝達に係る体制の整備を図るとともに、道警や関係機関、報道機関等と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

〔外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策〕

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、外国人を含めた防災訓練及び防災教育の実施、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、関係機関と連携した受入態勢の整備が必要である。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時に町内会や自治会、自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が進むよう、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の避難支援体制の整備が必要である。

〔冬季も含めた帰宅困難者対策〕

- 災害時の公共交通機関の運行停止による帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

〔防災教育推進〕

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図りながら取り組んでいるが、東日本大震災をはじめとする大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における災害予防及び災害応急措置等の知識を普及し、災害から命を守るための「自助」の意識醸成や防災意識の高揚を図るため、あらゆる機会を活用し厳冬期も想定した防災教育や啓発に取り組む必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料や体験型防災教育を通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実を図り、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。
- 要配慮者に対して災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実・強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

指標		現状値
指定避難所及び避難所標示の設置状況	風水害・火山災害	15 か所 (令和6年)
	地震災害	15 か所 (令和6年)
	標示	15 か所 (令和6年)
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	水害	策定済み (令和6年)
	土砂災害	策定済み (令和6年)
防災訓練の実施回数		2 回 (令和6年)

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

〔再生可能エネルギーの導入拡大〕

○本町では、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入促進を進めており、一般住宅に対する施設整備への支援を行っているが、大規模災害時への備えとして、更なるエネルギーの地産地消など関連施策を推進していく必要がある。

〔電気事業者等との連携〕

○胆振東部地震に伴う大規模停電の経験を踏まえ、電力供給の安定や再生可能エネルギーの開発、導入に向け、国や道、電気事業者等との連携を強化する必要がある。

〔多様なエネルギー資源の活用〕

○本町における多様なエネルギー資源を有効活用するべく、国や道などの関係機関や民間事業者等との連携を強化し、新たなエネルギー資源の活用に向けた調査検討を推進していく必要がある。

〔避難所等への石油燃料供給の確保〕

○災害時において災害対策上重要な施設、指定避難所、医療機関及び社会福祉施設等に緊急車両や石油燃料を安定供給するため、卸売組合、協同組合、主要業者に対する協力要請等により石油燃料の確保を図る必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
災害時における石油燃料の供給等に関する協定締結数	1 協定 (令和6年)

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

〔水道施設の耐震化、老朽化対策等〕

○これまで、一部電気機械設備や配水管の老朽化による漏水の多発といった状況に対応し、災害時においても給水機能を確保するため、浄水場設備と配水管の改築更新事業を進めているが、今後、更新期を迎える施設については、施設の重要度や劣化度合のほか、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。

〔水道施設の防災機能の強化〕

○水道施設が地震などにより被災した場合に備え、被災した施設の応急復旧等についての計画をあらかじめ定めておくほか、被災した際には、速やかに応急復旧に向けた対策を行うとともに、災害対応を担う人材の育成を図る必要がある。

○水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の配置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める必要がある。

〔下水道BCPの見直し〕

○下水道BCPについては作成済みであるが、国のBCPマニュアルの改定に合わせ、必要に応じた見直しを行う必要がある。

〔下水道施設等の耐震化、老朽化対策等〕

○下水道施設については、これまで2期にわたって改築更新事業を行っているが、今後も日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止するため、限られた財源の中で、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化対策を含めた改築更新事業を実施していく必要がある。また、震災後の復旧体制整備、資機材の備蓄等に努める必要がある。

○浄化槽について、老朽化した単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
上水道の基幹管路の耐震適合率	28.8% (令和6年)
下水道BCPの策定率	100% (令和6年)
下水道施設の長寿命化計画策定率	100% (令和6年)
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	91.2% (令和6年)

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

〔高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備〕

○大規模災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救急救援活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路や国道、道道へのアクセス道路の整備のほか、緊急輸送道路、避難路等の耐震化を図り、安全性・信頼性の高いネットワーク化を進める必要がある。

〔道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策〕

○国、道及び防災関係機関と連携し、落石や岩石崩落などの道路防災点検の決定に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な点検を行い、構造上及び地盤上、耐震性に問題のある施設については順次補修、補強、架替等を行うなど耐震性の確保を図る必要がある。

○橋りょう、トンネル等の老朽化対策については、個別施設ごとの修繕計画に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

○森林施業等の効率的な実施を目的に整備された林道については、施設点検・診断に基づく機能保全対策を適切に推進する必要がある。

〔鉄道事業者との連携強化〕

○災害発生時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、国や道、防災関係機関、鉄道事業者等との連携による適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向けた取組を検討する必要がある。

〔災害時における多様な交通手段の活用〕

○災害発生時に鉄道や自動車が利用できない場合、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。

○災害による道路交通の一時的な麻痺により、豪雪山間地で孤立する集落が発生することが予想されるため、孤立が予想される集落の交通手段の確保を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
道路防災点検における要対策箇所の対策率（町道）	100% （令和6年）
橋りょう、トンネルの予防保全率（町道）	100% （令和6年）
橋りょう、トンネルの長寿命化修繕計画の策定率（町道）	100% （令和6年）

6 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

〔災害廃棄物処理計画の策定〕

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」を策定しており、生活環境の保全、公衆衛生の確保、さらに、被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図る必要がある。

〔仮設住宅等の迅速な確保〕

- 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、国や道などと連携しながら、研修等を通じ自治体職員の能力向上を図るとともに、業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣など必要な要請方法の検討を行う必要がある。
- 災害の規模等に鑑み、必要に応じて避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
町の災害廃棄物処理計画の策定状況	策定済み (令和6年)

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【評価結果】

【災害対応に不可欠な建設業との連携】

○本町と建設業協会において、災害時における応急対策活動に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、町職員等の人員が極度に不足する場合でも、人命救助のための障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、より一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

【建設業の担い手確保】

○減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、これまでの公共投資の縮減等により、町内の建設業就業者のうち将来担い手となる15～29歳の構成比は10.0%（令和2年）と全国と比べ若干低い水準にあり、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。

【地域コミュニティ機能の維持・活性化】

○地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を図る必要がある。

○人口減少と、高齢化に伴い生活機能の低下や交通手段の不足など問題が生じている集落については、集落機能の維持・確保に向けて、地域の実情に即した集落対策を実施する必要がある。

【指標（現状値）】

指標	現状値
建設業との協定数	2 協定 (令和6年)
町内建設業就業者における15～29歳の構成比	10.0% (令和6年)

第4章 国土強靱化のための施策プログラム

第1節 施策プログラム策定の考え方

「第3章 脆弱性評価」の結果を踏まえ、本町における国土強靱化施策の取組方針を示す「国土強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定したリスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町だけでなく、国、北海道、民間等との適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

第2節 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標（指標）を設定する。

本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、国や北海道が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる本町、国、北海道、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付ける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

第3節 推進事業の設定

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要がある。

本町の最上位計画に位置付けられる『第11次愛別町振興計画』で掲げる「地域防災力が強く、災害に強いまち」という「防災・減災」分野での目指す姿の実現を図るとともに、本町の強靱化を北海道・国の強靱化へとつなげるため、振興計画の方向に沿った取組や、「北海道強靱化計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、推進事業を設定する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

第4節 本町における国土強靱化のための施策プログラム

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【施策プログラム】

【住宅・建築物等の耐震化】

- 「愛別町耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、関係機関等と連携したきめ細かな対策を実施するほか、民間建築物の耐震診断や改修等に係る支援制度の周知徹底を図り、耐震化を促進する。
- 災害対策本部などの中心的役割を担う役場庁舎について、今後、重点的に耐震化を促進する。

【建築物等の老朽化対策】

- 公共建築物等の老朽化対策について、各施設管理者が策定する個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- 民間建築物の老朽化対策について、国や道などの各種支援制度の活用を図り、危険建築物の適正管理や除却、既存建築物の不燃化、空き家の有効活用等の促進を図る。

【緊急輸送道路等の整備】

- 救急救援活動などに必要な緊急輸送道路や避難路等について、国や道と連携を図り計画的な整備を推進する。

【その他】

- 国や道、民間事業者が保有する地盤情報の収集に努め、町民への情報提供を促進する。
- 大雪消防組合との連携を強化し、消防法令違反の是正や住宅用火災警報器設置による防火対策の強化とともに、火災予防運動を通じた啓発活動など火災予防の取組を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	55.0% (令和6年)	95% (令和11年)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	83.3% (令和6年)	95% (令和11年)

【推進事業】

役場庁舎耐震化事業
 防災カルテ作成事業
 道路維持補修事業
 公共施設長寿命化修繕事業
 公営住宅等長寿命化計画策定事業
 公営住宅等ストック総合改善整備事業
 公営住宅等改修整備事業
 民間住宅助成事業
 定住・移住促進空き家改修支援事業
 愛別町義務教育学校（仮称）整備事業

1-2 火山噴火や火山噴出分、土砂災害による多数の死傷者の発生

【施策プログラム】

【警戒避難体制の整備等】

- 常時観測を行っている9火山のうちの大雪山に関して、火山災害に関するハザードマップ等の作成を検討し、警戒避難体制の整備を進める。
- 土砂災害による被害の低減に向け、基礎調査の結果を基に、土砂災害警戒区域等の指定や状況変化に応じたハザードマップの見直しを図るとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。

【砂防設備等の整備、老朽化対策】

- 土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所など土砂災害の恐れのある箇所について、近年の災害発生状況や保全対象などを勘案し、国や道との連携を図り、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設等の整備を推進し、長寿命化の取組や適切な維持管理の取組を促進する。

【指標】

指標		現状値	目標値
常時観測火山数		1 火山 (令和 6 年)	1 火山 (令和 11 年)
火山災害に関するハザードマップ等の作成状況		未作成 (令和 6 年)	100% (令和 11 年)
土砂災害警戒区域指定数		22 か所 (令和 6 年)	22 か所 (令和 11 年)
土砂災害特別警戒区域指定数		9 か所 (令和 6 年)	9 か所 (令和 11 年)
土砂災害危険箇所	地すべり危険箇所	3 か所 (令和 6 年)	3 か所 (令和 11 年)
	急傾斜地崩壊危険箇所	5 か所 (令和 6 年)	5 か所 (令和 11 年)
	土石流危険渓流	14 か所 (令和 6 年)	14 か所 (令和 11 年)
土砂災害ハザードマップの作成状況		100% (令和 6 年)	100% (令和 11 年)

【推進事業】

防災ハザードマップ作成事業

1-3 突発的又は広域的な洪水・高潮やため池の損壊、防災インフラの機能不全等に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

【施策プログラム】

【洪水・内水ハザードマップの作成】

- 洪水ハザードマップについて、気候変動等に銃弾に対応するため、適宜見直しを図るとともに、避難の実効性を高めるための情報発信の強化を進める。
- 「内水ハザードマップ作成の手引き」等を参考に、近年の内水被害の発生状況等を踏まえ、内水ハザードマップの作成に向けた検討を進める。

【河川改修等の治水対策】

- 河床整備等の治水対策について、水防区域・重要水防箇所位置付けている町管理河川10河川（令和元年現在）を中心に、近年の大雨災害等を勘案した重点的な整備を推進する。
- 内水による浸水被害状況等を総合的に勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなど、施設整備の必要性について検討を進める。

【ダム・ため池の防災対策】

- 愛別ダムの施設管理者である道との連携を強化し、施設の改良整備や老朽化対策など適切な維持管理を進める。
- ため池の決壊などによる二次被害の防止に向け、対象となるため池の点検・診断を実施し、点検結果に基づく対策を推進する。
- 防災重点ため池のハザードマップについて、気候変動等に柔軟に対応するため、適宜の見直しを図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
防災ハザードマップの作成状況	100% (令和6年)	100% (令和11年)
水防区域・重要水防箇所における町管理河川数	10 河川 (令和6元年)	10 河川 (令和11年)
防災重点ため池の耐震性、豪雨に関する詳細調査の実施割合	100% (平成30年)	100% (令和11年)
防災重点ため池のハザードマップの策定割合	100% (令和6年)	100% (令和11年)

【推進事業】

防災ハザードマップ作成事業
河川維持補修事業
河川等緊急浚渫事業

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【施策プログラム】

【暴風雪時における道路管理体制の強化】

○暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通の確保や、救助活動や救助物資の輸送における多様な手段の確保に努める。また、情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、優先的に通行を確保する路線の設定や暴風雪に関する平時からの意識啓発を推進する。

【防雪施設の整備】

○定期的な道路防災総点検を実施し、新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるとともに、要対策箇所の計画的な整備を推進する。

【除雪体制の確保】

○各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

○将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
道路防災点検における防雪に関する道路の要対策箇所の対策率	100% (令和6年)	100% (令和11年)
除雪対象の町道総延長	128 km (令和6年)	128 km (令和11年)
町道除雪に要する除雪機械台数	11 台 (令和6年)	10 台 (令和11年)

【推進事業】

防災カルテ作成事業
道路維持補修事業
道路除排雪事業
建設機械整備事業

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【施策プログラム】

【合同訓練など関係行政機関の連携体制整備】

○町内の関係機関で構成する愛別町防災会議による防災総合訓練をはじめとする各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊のほか鉄道や通信、ガス事業者といった指定公共機関など官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保するとともに、救助救出現場における情報共有体制の整備を検討する。

【自衛隊との連携強化】

○大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される、陸上自衛隊第2師団第2特科連隊との連携強化を図る。

【救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備】

○防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、主要な通信施設等について、道及び防災関係機関と協力して災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化・多重化に努めるなどして、耐災害性を強化するとともに、災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

【指標】

指標	現状値	目標値
防災訓練の実施回数	2回 (令和6年)	延べ5回 (令和11年)

【推進事業】

消防ポンプ自動車更新事業
器材搬送車更新事業
高規格救急自動車更新事業
防災訓練等実施事業
情報通信施設管理事業

2-2 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生

【施策プログラム】

【被災時の保健医療支援体制の強化】

- 災害時において感染症の発生や拡大を防ぐため、必要に応じて、避難者の健康状態や避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、平時から、円滑に定期的な予防接種を実施できるよう国や道等との連携強化を推進する。
- 基幹災害拠点病院である「札幌医科大学附属病院」や地域災害拠点病院である「旭川赤十字病院」「旭川医科大学病院」との連携強化を推進する。

【災害時における福祉的支援】

- 「社会福祉施設等の相互支援協定」の締結を進め、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。
- 必要に応じて新たな社会福祉施設等を避難所として開設するなど、施設管理者との連携を強化する必要があるとともに、福祉避難所の運営に当たっては、要配慮者の状態に応じ、安心して生活できる体制の整備を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
防災備蓄品・備品等整備計画の策定状況	100% (令和6年)	100% (令和11年)
社会福祉施設等との協定締結状況	1 協定 (令和6年)	3 協定 (令和11年)

【推進事業】

防災備蓄品・備品整備事業

2-3 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【施策プログラム】

【支援物資の供給等に係る連携体制の整備】

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、町、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- 大規模災害時に円滑な物資供給を行うため、国からのプッシュ型支援や自衛隊からの支援のほか、民間事業者からの協定に基づく提供など、事前に支援物資の経費負担や調達方法を確認するとともに、あらかじめ経費負担の有無を明示するほか、支援物資のリスト化を図り、種類や数量を情報共有できる体制を構築するなど、国や、道、事業者等と連携した物資調達・輸送の仕組みの整備に取り組む。
- 地域防災計画で規定する緊急輸送道路について、優先して復旧し、通行を確保すべき区間について必要な検討を進める。また、事業者に対し緊急通行車両の事前届出についての啓発を行う。
- NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政、社協、ボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を促進するとともに、3者間で被災地での対応状況や課題についての情報共有を図る。
- 企業、NPO等との協定締結や、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握など、そのノウハウや能力等の活用に努める。
- 大規模災害時における救援物資の輸送や復旧活動等に関する拠点機能を担うことが期待される広域防災拠点について、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など、そのあり方を多角的に検討する。

【非常用物資の備蓄促進】

- 地域づくり総合交付金などの活用や民間事業者等との協定などを通じ、要配慮者向けも含めた非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
防災関係の協定数（民間企業・団体、行政機関）	25 協定 （令和6年）	28 協定 （令和11年）
防災備蓄品・備品等整備計画の策定状況	100% （令和6年）	100% （令和11年）

【推進事業】

防災訓練等実施事業

防災備蓄品・備品整備事業

2-4 避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生

【施策プログラム】

【避難場所の指定・整備・普及啓発】

- 災害対策基本法に基づいて指定される指定緊急避難場所や指定避難所について、整備の状況や収容人数、安全性、管理の状況など、その適切性を確保するため、不断の見直しを行う。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の指定や機能整備を促進するとともに、住民等に対し福祉避難所に関する情報の周知に取り組む。
- 災害時の避難場所として活用される公共建築物や公園等について、計画的な施設整備を促進する。

【避難所等の生活環境の改善、健康への配慮】

- 炊き出し等による適温食の提供や食物アレルギーへの対応など避難者の健康面に配慮した食事の提供、避難所における良好な生活環境の整備を促進する。また、避難所以外での避難者への対応方法を検討する。
- 避難が長期化した場合を想定し、平時より避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に必要な体制を確立するとともに、適切な防災衛生資材の確保に努める。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女双方の視点等に配慮し、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

【積雪寒冷を想定した避難所等の対策】

- 避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して電源を要しない暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。
- 応急仮設住宅の早期着工が困難となる場合を想定し、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消を図る。
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、本町の積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

【指標】

指標		現状値	目標値
指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況		21 か所 (令和 6 年)	18 か所 (令和 11 年)
福祉避難所の確保状況		2 か所指定 (令和 6 年)	3 か所指定 (令和 11 年)
積雪期を想定した備蓄品・備品等の整備状況	毛布	374 枚 (令和 6 年)	900 枚 (令和 11 年)
	発電機	6 台 (令和 6 年)	20 台 (令和 11 年)
	暖房器具	10 台 (令和 6 年)	60 台 (令和 11 年)
	非常用電源装置	2 基 (令和 6 年)	2 基 (令和 11 年)

【推進事業】

防災訓練等実施事業 防災備蓄品・備品整備事業 愛別町義務教育学校（仮称）整備事業

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下や警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱

【施策プログラム】

【災害対策本部機能等の強化】

- 災害対策本部の機能強化に向け、定期的な実動訓練などを通じ、職員の参集範囲や各部各班の業務内容、情報の収集・集約体制・連携方法などを検証し、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、食料など非常用備蓄を計画的に推進する。また、広域的な災害や大規模停電に関する情報などの共有について町と振興局との連携を強化する。
- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、地域防災マネージャー制度の活用などによる職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な役場庁舎の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、おおむね 72 時間は非常用電源が稼働できるよう十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

【業務継続体制の整備】

- 業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行う。
- 業務全体を対象にした業務継続計画の整備を促進し、災害時における業務の継続体制を確保する。

【ＩＣＴ部門における業務継続体制の整備】

- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、重要システムに係るサーバーのデータセンターへの移設や具体的災害を想定した訓練など、「ＩＣＴ部門の業務継続計画（ＩＣＴ－ＢＣＰ）」の策定を検討する。

【町内外の自治体との応援・受援体制の整備】

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」に基づき、応援・受援体制の構築を図るとともに、必要に応じた見直しを適宜実施する。
- 応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるとともに、応援や受援に関する計画、災害の種類、被災地域に応じた対応マニュアルを策定し、町防災計画等に位置付け、防災総合訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、日頃から他の自治体と災害対策上必要な資料の交換や連絡先の共有を徹底するなど、更なる連携の強化を推進する。

【行政情報等のバックアップ体制の整備】

- 災害時の業務遂行に必要な重要な行政データを確保するため、庁舎内外複数のサー

バーによるバックアップを推進する。

○道、防災関係機関及びライフライン事業者と連携し、本町が保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を行うとともに、企業等での安全確保に向けた自発的な取組を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
町内の消防団員数	70 人 (令和 6 年)	73 人 (令和 11 年)
役場庁舎の耐震化率	0 % (令和 6 年)	0 % (令和 11 年)
業務継続計画の策定状況	策定済み (令和 6 年)	策定済み (令和 11 年)
相互応援協定の締結数	2 協定 (令和 6 年)	2 協定 (令和 11 年)

【推進事業】

消防団活動事業

防災訓練等実施事業

防災備蓄品・備品整備事業

役場庁舎耐震化事業

情報通信施設管理事業

4 経済活動の機能維持

4-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【施策プログラム】

【リスク分散を重視した企業立地等の促進】

○経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の誘致を促進するとともに、人材確保の支援を併せて行う。

【企業における事業継続体制の強化】

○大規模災害時における経済活動の継続を確保するため、国のガイドラインや策定マニュアル等について普及啓発を図るとともに、関係機関等との連携による支援などにより、中小企業等における「事業継続計画」の策定を促進する。

【被災企業等への金融支援】

○災害に伴う経済環境の急変等により影響を受けた中小企業等の早期復旧と経営安定を図るための被災企業への金融支援とともに、中小企業等が実施する事前防災・減災のための取組に対する支援を検討する。

【指標】

指標	現状値	目標値
リスク分散のための企業立地件数	0件 (令和6年)	1件 (令和11年)

【推進事業】

中小企業融資利子補助事業

4-2 食糧の安定供給の停滞に伴う、国民生活・社会経済活動への甚大な影響

【施策プログラム】

【食料生産基盤の整備】

- 平時、災害時を問わず全国・全道の食料供給基地として重要な役割を担う本町の農業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。
- 農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保を図るとともに、国営緊急農地再編整備事業の促進などにより、ほ場の大区画化や透排水性の向上、土づくり対策の支援など、農業生産を支える基盤の整備を推進する。

【農業の体質強化】

- 食料の安定供給を図るためには、生産基盤の整備やIT化に対応した新たな技術の導入のほか、担い手の育成が必須であり、10年先を見据えた本町農業の持続的な発展に向けた効果的な取組を推進する。

【町産食料品の販路拡大】

- 大規模災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、産地のブランド化や食の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農作物や加工食品の販路拡大を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
耕地面積	1,836ha (令和6年)	1,836ha (令和11年)
認定農業者数	58人 (令和6年)	52人 (令和11年)
第1次産業就業者数	378人 (令和2年)	340人 (令和11年)

【推進事業】

生産基盤整備事業

国営緊急農地再編整備事業

国営農地換地計画事業

良質米生産対策事業

スマート農業推進事業

担い手確保・経営強化支援事業

強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業

中山間地域等直接支払交付金事業

多面的機能支払交付金事業

環境保全型農業直接支払交付金事業

特用林産物生産施設等整備事業

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

【施策プログラム】

【森林の整備・保全】

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- 森林組合の組織体制の充実、森林整備計画に基づく各種補助事業等の有効活用、林業従事者の安定確保など、総合的な対策を推進する。
- 林野火災の危険性について、改めて情報発信を行うとともに、関係機関と連携した予防対策を推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

【農地・農業水利施設等の保全管理】

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
本町の人工林面積	1,789ha (令和6年)	1,789ha (令和11年)
町有林の人工林面積	165ha (令和6年)	165ha (令和11年)
農地・農業用水利施設等の地域資源を保全管理する活動組織数	9組織 (令和6年)	9組織 (令和11年)
エゾシカの年間捕獲数	58頭 (令和6年)	50頭 (令和11年)

【推進事業】

中山間地域等直接支払交付金事業

多面的機能支払交付金事業

町有林下刈事業

町有林間伐事業

町有林植栽事業

町有林皆伐事業

豊かな森づくり推進事業

林道維持管理事業

森林活性化対策事業

猟友会活動支援事業

有害鳥獣対策事業

5 情報通信網や電力等ライフライン、交通ネットワークの確保

5-1 通信インフラの障害等による情報収集・伝達の不備・途絶

【施策プログラム】

【関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化】

- 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、関係機関相互の連絡体制を強化する。
- 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と本町を結ぶ総合行政情報ネットワークの停電時対策や計画的な更新、衛星携帯電話の整備を促進するなど、通信手段の多重化と非常電源設備等の整備を促進する。

【住民等への情報伝達体制の強化】

- 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直しを行うとともに、本町における各種災害に係る避難勧告等の発令基準の改定を促進し、住民等に対し周知を図る。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な通信手段の確保や、外国人や観光客、要配慮者、帰宅困難者など多岐にわたる情報伝達対象者への災害情報伝達手段の多重化を促進する。
- 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用を含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。
- デマや根拠のない情報の流布を防ぐため、災害対策本部などにおいて関係機関と報道機関の連携を図り、情報収集・発信体制の強化を促進する。
- 令和6年度に整備した「データ放送・スマホアプリ」を最大限に活用し、情報伝達体制の多様化を確保する。

【外国人、観光客、高齢者等の要配慮者対策】

- 外国人への多言語支援を迅速かつ適切に行うため、民間と連携した支援体制の検討を進めるほか、外国人を含めた防災訓練及び防災教育の必要性について十分な検討を行い、災害時における外国人や観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- 要介護高齢者や障がい者など災害時の情報収集や避難等に支援が必要な方々に対し、それぞれの状況に応じた迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者名簿の作成と名簿を活用した地域住民の支援による避難体制の整備や安否の確認など、「共助」の最大限の発揮に向け、所要の対策を推進する。

【冬季も含めた帰宅困難者対策】

- 災害時における帰宅困難者対策として、多様な媒体を通じ、気象情報、道路の通行止めや交通機関の運休状況、一時避難場所等に関する情報を迅速に周知する体制を強化するとともに、民間企業との連携による帰宅困難者支援の取組を促進する。

【防災教育の推進】

- 防災教育を通じた「自助」の意識醸成に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、東日本大震災をはじめとする大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における災害予防及び災害応急措置等の知識の普及を推進する。
- 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防

災教育など、学校における防災教育を推進する。

○要配慮者が災害時に主体的に行動できるよう避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実・強化を図る。

【指標】

指標		現状値	目標値
指定避難所及び避難所標示の設置状況	風水害・火山災害	15 か所 (令和 6 年)	12 か所 (令和 11 年)
	地震災害	15 か所 (令和 6 年)	12 か所 (令和 11 年)
	標示	15 か所 (令和 6 年)	12 か所 (令和 11 年)
避難勧告等に係る具体的な発令基準の策定状況	水害	策定済み (令和 6 年)	策定済み (令和 11 年)
	土砂災害	策定済み (令和 6 年)	策定済み (令和 11 年)
防災訓練の実施回数		2 回 (令和 6 年)	延べ 5 回 (令和 11 年)

【推進事業】

防災訓練等実施事業
 情報通信施設管理事業
 町広報紙作成事業
 番組制作放送事業
 広報広聴推進事業

5-2 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【施策プログラム】

【再生可能エネルギーの導入拡大】

○本町における太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消など、関連施策を総合的に推進する。

【電気事業者等との連携】

○電力需給の安定に関する取組を着実に実施するとともに、災害発生時において停電の発生や復旧の目処などの情報を迅速に把握し、町民等へ発信するため、国や道、電気事業者等との連携強化を図る。

【多様なエネルギー資源の活用】

○国や道などの関係機関や民間事業者等との連携を強化し、新たなエネルギー資源の活用に向けた調査検討を推進し、本町におけるエネルギー構成の多様化に向けた取組を促進する。

【避難所等への石油燃料供給の確保】

○石油供給関連事業者との間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
災害時における石油燃料の供給等に関する協定締結数	1 協定 (令和 6 年)	1 協定 (令和 11 年)

【推進事業】

民間住宅助成事業

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

【施策プログラム】

【水道施設の耐震化、老朽化対策等】

○災害時においても給水機能を確保するため、浄水場や配水池、配水管などの水道施設の耐震化や管路の多重化などに加え、今後の水需要などを考慮した施設更新、維持管理などの老朽化対策を促進する。

【水道施設の防災機能の強化】

○災害時における水道施設の機能不全に備え、多角的な方策による消防水利の確保や緊急時の給水拠点の確保、給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに関係団体と連携した復旧支援等を実施する。また、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。

【下水道BCPの見直し】

○災害時に備えた下水道のBCPについては、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進める。

【下水道施設等の耐震化、老朽化対策等】

○日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防ぐため、継続した老朽化対策を実施するとともに、計画的な長寿命化対策を講じていく。合わせて、震災後の復旧体制整備や資機材の備蓄等の促進を図る。

○単独処理浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を促進する。

【指標】

指標	現状値	目標値
上水道の基幹管路の耐震適合率	28.8% (令和6年)	35% (令和11年)
下水道BCPの策定率	100% (令和6年)	100% (令和11年)
下水道施設の長寿命化計画策定率	100% (令和6年)	100% (令和11年)
浄化槽のうち合併処理浄化槽の設置率	91.2% (令和6年)	93% (令和11年)

【推進事業】

上水道施設整備事業
終末処理場改築更新事業
浄化槽設置整備事業
浄化槽維持管理事業

5-4 地域交通ネットワークの機能停止とそれに伴う多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【評価結果】

【高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備】

○災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路や国道、道道へのアクセス道路の整備をはじめ、緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

【道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策】

○道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事について路線の重要性を勘案するとともに、橋りょう、トンネル等の道路構造物についても定期的な点検を行い、現地状況等の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な整備を推進する。

○橋りょうをはじめとした道路施設の老朽化対策について、個別施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の点検・診断を行い、新技術の導入を検討するとともに、施設の適切な維持管理・更新等を実施する。

【鉄道事業者との連携強化】

○災害時における鉄道利用者の安全性の確保や支援物資等の輸送に必要な鉄道機能を維持するため、国や道、防災関係機関、鉄道事業者等との連携による適切な役割分担のもと、持続的な鉄道網の確立に向け、必要な検討・取組を進める。

【災害時における多様な交通手段の活用】

○大規模災害時における自動車等の燃料不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。

○災害による道路交通の一時的な麻痺により孤立が予想される集落について、平時より多様な交通手段の検討を行うとともに、災害時に確実に機能するよう体制整備を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
道路防災点検における要対策箇所の対策率（町道）	100% （令和6年）	100% （令和11年）
橋りょう、トンネルの予防保全率（町道）	100% （令和6年）	100% （令和11年）
橋りょう、トンネルの長寿命化修繕計画の策定率（町道）	100% （令和6年）	100% （令和11年）

【推進事業】

防災カルテ作成事業

道路維持補修事業

公共施設長寿命化修繕事業

地域公共交通活性化協議会運営事業

J R石北本線支援事業

6 迅速な復旧・復興等

6-1 災害廃棄物の処理や仮設住宅の整備等の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【施策プログラム】

【災害廃棄物処理計画の策定】

○災害廃棄物処理計画に基づき、平時から大規模自然災害時の生活環境の保全、公衆衛生の確保を図るための体制を整備するとともに、被災地での応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、道内外における相互協力支援体制の構築を進める。

【仮設住宅など生活基盤等の迅速な確保】

○平時より所有者不明土地の円滑な収用手続等を検討するとともに、住家の被害認定調査などの業務に関し、被災地に対する効果的な支援方法を検討する。

○避難者の健全な住生活を早期に確保するため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅及び空き家等の利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

【指標】

指標	現状値	目標値
町の災害廃棄物処理計画の策定状況	策定済み (令和6年)	策定済み (令和11年)

【推進事業】

愛別町外3町塵芥処理組合連携事業

6-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

【施策プログラム】

【災害対応に不可欠な建設業との連携】

○災害発生時の人命救助のための障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。

【建設業の担い手確保】

○災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者を中心とした担い手の育成・確保対策を推進する。

【地域コミュニティ機能の維持・活性化】

○災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、集落対策の先進事例の紹介や多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供することにより、集落機能の維持・確保を図る取組を実施する。また、都市と農村の交流活動を促進し、農村地域及び地域コミュニティの活性化を図る。

【指標】

指標	現状値	目標値
建設業との協定数	2 協定 (令和 6 年)	2 協定 (令和 11 年)
町内建設業就業者における 15～29 歳の構成比	10.0% (令和 2 年)	10.0% (令和 11 年)

【推進事業】

労働支援対策事業
まちづくり推進事業
集落支援員活用事業
行政推進事業

第5章 計画の推進管理

第1節 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

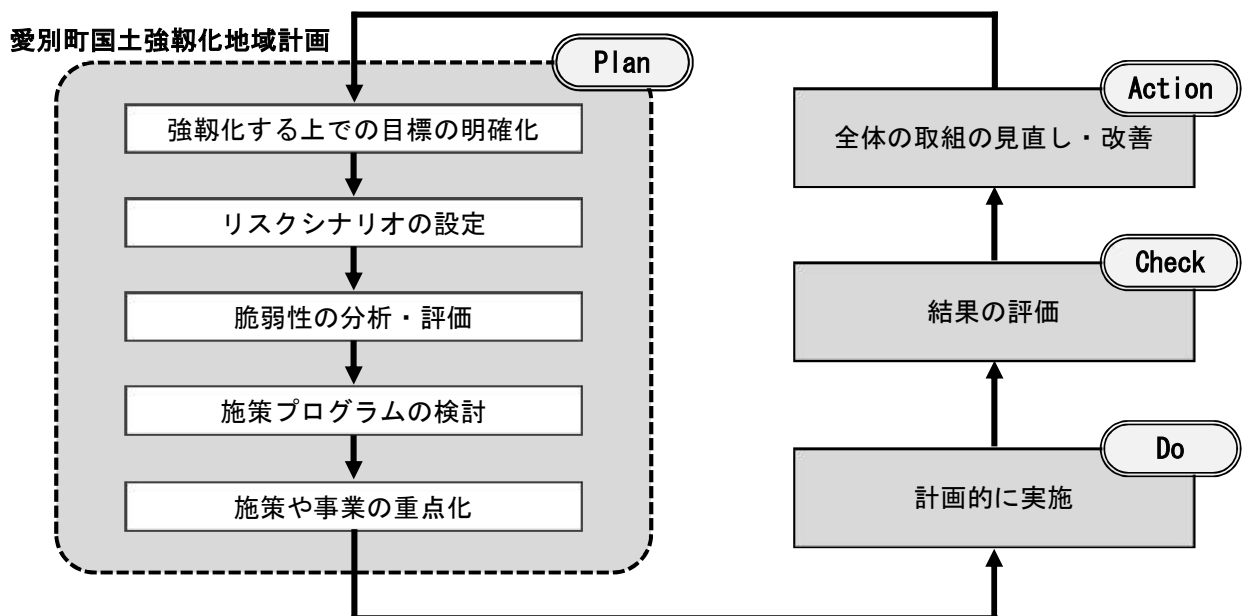
このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

第2節 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・北海道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築する。

また、本計画の進捗管理を行う中で、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合は、随時見直しを行うものとする。

■愛別町国土強靱化地域計画のPDCAサイクル



愛別町国土強靱化地域計画

発 行：令和 7 年 3 月

企画・編集：愛別町 総務企画課

〒078-1492 北海道上川郡愛別町字本町 179 番地

電 話：01658-6-5112

ファクス：01658-6-5110